

住宅改修支援事業

(住宅改修給付金申請理由書作成事務助成金の支払について)

1 支払い対象業務

居宅介護（介護予防）支援等の提供を受けていない要介護者に対する「住宅改修が必要な理由書」（以下「理由書」という。）の作成事務

2 支払い対象者及び金額

- ・次に掲げる者が所属する市内の地域包括支援センター
 - (1)介護支援専門員
 - (2)その他指定介護予防支援に関する知識を有する職員
- ・住宅改修理由書作成 1 件につき 2,200 円（2,000 円 + 消費税）

3 支払いの条件

- ① 本市の被保険者にかかる理由書であること
- ② 助成金支給の対象となる被保険者について、理由書を作成した日の属する月分の介護予防支援費・介護予防ケアマネジメント費の支給を受けていないこと
なお、居宅介護支援事業所に委託している場合は上記とみなす
- ③ 助成金の1/2以上の額を理由書作成者に支払うこと

4 申請及び請求の方法

毎年3月から翌年2月までに被保険者が介護保険住宅改修事前承認を受けたものについて取りまとめ、

- ① 翌年3月末までに助成金支給申請書に当該理由書の写しを添えて提出
- ② ①の内容を審査し、4月中旬を目途に支給（不支給）決定通知書の交付
- ③ ②に基づき4月末までに請求書の提出
- ④ ③に基づき5月末までに支払い

【イメージ図】

